

「日本の京都」研究会設置要綱

(設置)

第1条 「国家戦略としての京都創生の提言」を受け、日本の中の京都の役割や活用方策を研究し、その成果を京都市政や国政に活用するため、「日本の京都」研究会（以下、「研究会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員は、国の職員、学識経験者及び京都市職員の中から京都市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 研究会に委員長を置く。

2 委員長は、京都市長が指名する。

3 委員長は、研究会を代表し、会務を総理する。

(招集及び議事)

第5条 研究会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を研究会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、京都市総合企画局において行う。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。